

令和7年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

令和8年1月8日

1月8日(木)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条(委員会)
日程第2 議案第2号 農地法第5条(知事)
日程第3 議案第3号 市民農園の開設認定(変更)
日程第4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見
日程第5 報告第1号 農地法第18条(通知)
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
日程第7 報告第3号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	4番	相	馬	孝 臣
5番	高	橋		透	6番	成	毛	和 弘
7番	芹	川		幹	8番	栗	山	雅 幸
9番	山	田	宏	一	10番	平	川	君 子
11番	高	松	多	可 史	13番	飯	森	孝
14番	寺	島	美	幸	15番	海	老 澤	武
16番	菅	谷	樹	雄	18番	林		藤 江
19番	伊	藤		寛				

1. 欠席委員 2名

12番	片	野	壽	夫	17番	鵜	澤	幹 司
-----	---	---	---	---	-----	---	---	-----

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	佐	々	木	卓	也	副主幹	林		光 夫
主 査	菅	谷		和	美				

開会 午後 2時58分

議長 それでは、まず最初に、本日の出席委員の確認でございますけれども、出席委員は17名で、欠席委員は、12番 片野壽夫委員、17番 鶴澤幹司委員です。
したがって、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和7年度第10回農業委員会総会を開会いたします。
これより会議に入ります。
審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。
議長指名とさせていただきますと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
それでは、本日の議事録署名委員として、1番 天野一雄委員、16番 菅谷樹雄委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。
本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第7 報告第3号をご提案申し上げます。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから4ページで、整理番号は1番から10番です。

整理番号1番は、譲渡人が農業者年金の受給のため、後継者と使用貸借権の再設定を行うものです。

続きまして、2ページになります。

整理番号2番、譲渡人の相続財産の清算のため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、整理番号3番になります。譲受人が農業経営規模拡大のため、贈与により所有権の移転を受けるものです。

続きまして、3ページになります。

整理番号4番及び5番は、譲受人が同一人であるため、一括して説明させていただきます。譲渡人が遠方に居住しており、耕作ができないため、売買により所有権の移転をするものでございます。

整理番号6番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、親子間での売買により所有権を移転するものです。

続きまして4ページになります。

整理番号7番です。譲渡人が農業経営規模縮小のため、売買により所有権を移転するものでございます。

整理番号8番になります。譲受人の自作地に近く耕作利便なため、売買により所有権の移転を受けるものでございます。

整理番号9番になります。譲渡人が高齢により耕作できないため、売買により所有権を移転するものでございます。

整理番号10番は、譲渡人が遠方に居住しており、耕作ができないため、贈与により所有権を移転するものでございます。

以上10件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、山田宏一委員。

9番山田委員 去る12月24日午後3時30分より、市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は10件であります。案件につ

いては、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、1番 天野一雄委員。

1番天野委員 整理番号1番について、熟田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、子に使用貸借権の再設定を行うものです。

したがって、今後も、農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番、3番について、2番 林 勇委員。

2番林委員 整理番号2番について説明をいたします。小林謙太郎推進委員へは連絡しております。

申請地の所有者が相続人不存在なため、相続財産清算人が選任されており、近隣農地を所有している譲受人が売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便であり、通年にわたり主食用米を耕作することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続けて、整理番号3番について、説明いたします。

この申請については、譲受人が、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため農地を処分したい譲渡人と、贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思えます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 次に、整理番号4番、5番について、6番 成毛和弘委員。

6番成毛委員 整理番号4番及び5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、郡推進委員には電話にて連絡してあります。

なお、整理番号4番、5番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、もともとは当該申請地の近くに居住していたが、居住地が遠方になったことにより耕作ができなくなったため、農地を処分したい譲渡人と、それぞれ売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり米の育苗及び主食用米を耕作することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号6番について、7番 芹川 幹委員。

7番芹川委員 整理番号6番について、東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への売買により、所有権移転を行うものです。については、親子間の売買であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号7番について、11番 高松多可史委員。

11番高松委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。なお、細野推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も、農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号8番から10番について、16番 菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 整理番号8番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、高齢により耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号9番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、高齢により耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたりナスを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号10番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、相続により取得したが、遠方に居住しており耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と、贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは5ページと6ページになります。整理番号は1番から5番です。

整理番号1番になります。転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権の移転によるものです。

農地区分は、第1種農地内の不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

続きまして、整理番号2番になります。転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権を設定するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農地と判断しました。

整理番号3番、4番、次ページ、6ページの5番は、転用目的、権利関係及び農地区分が同一であるため、一括して説明させていただきます。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権を設定するものです。

農地区分は、いずれも第1種農地内の不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

以上、5件になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、山田宏一委員。

9番山田委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は5件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当である

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番について、13番 飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、朝日推進委員には連絡を取っております。

場所は〇〇〇〇と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇を〇〇方面へ約〇〇メートルぐらい行ったところを〇〇し、その〇〇メートルくらい〇の〇側になります。

譲受人は現在、〇〇にてアパート住まいですが、将来家族が増えることを考慮し、〇〇に近く、〇の〇〇が所有する本申請地を無償にて借り受け、専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等を行わず、整地のみ行います。

排水について、雨水は浸透ますによる敷地内浸透とし、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地南側の側溝へ放流する計画です。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の受益地ですが、転用及び排水の同意を得ており、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号4番について、17番 鵜澤幹司委員でございますが、本日、欠席のため事務局より代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇方面約〇〇キロに位置し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に〇〇メートル進み、〇側に〇〇〇〇〇〇〇のある〇〇〇〇を〇〇し、道なりに約〇〇キロ進んだ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇側の農地になります。

譲受人は〇年前に両親の経営する農業に新規就農した者で、〇〇の〇〇〇〇により〇〇アパートから通勤し、親元で農業に従事しております。このたび、農業後継者として、生活の利便性と農業経営の効率化を図るため、〇の所有地であり、〇〇及び〇〇〇〇〇に〇〇〇している本申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等を行わず、整地のみ行います。

排水について、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地北側の市道側溝へ放流し、雨水は浸透ますを設置し、オーバーフロー分は合併浄化槽処理水と合流し、側溝に放流する計画です。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、転用の確実性があり、周辺農地の営

農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に整理番号5番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇方面約〇〇キロに位置し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇から〇〇方面に〇〇メートル進み、〇側にある〇〇〇〇〇〇〇の〇〇に〇〇し、すぐ〇側にある農地になります。

譲受人は、老朽化した家屋の建て替えを検討したが、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇であることから、現住所での建て替えを断念し、〇の所有地であり、同じ地区内で、今までの生活環境が維持できる本申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地は、造成等の必要はなく敷地内整地のみを行います。

排水について、雨水は浸透ますによる敷地内浸透とし、汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散方式により敷地内にて処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 市民農園の開設認定(変更)について。

本案件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、育苗用のパイプハウスを1棟建設する計画となっていることから、開設認定の変更について、意見を求めるものでございます。

なお、当該育苗用パイプハウスは、サツマイモの苗植えから収穫、加工体験をして利用する計画となっております。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対して、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、8ページの整理番号1番から43ページの整理番号1179番になります。これらは全て農地中間管理権の設定で、面積及び筆数の内訳と合計は43ページの下段左下に記載のとおりになります。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第4号、整理番号1番から3番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号1番から3番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号1番から3番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号、整理番号4番から12番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号4番から12番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号4番から12番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 議案第4号、整理番号13番から101番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号13番から101番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号13番から101番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の101件の案件を除く、1,078件について、審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の101件の案件を除く1,078件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の101件の案件を除く1,078件について原案のとおり決定をいたします。

◎日程第5 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知は43件です。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は4件です。

◎日程第7 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、10月認可件数は41件、11月認可件数は2件になります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時35分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人